あなたと家族を守る

住宅用火災警報器

平成23年5月31日までに設置を

平成18年6月から、市火災予防条例に基づき、すべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。既存の住宅は、23年5月31日までに設置しなければならないことになっています。

住宅用火災警報器（以下「警報器」）とは、火災による煙または熱をいち早く感知して、火災の発生を警報音などで知らせてくれる機器です。

警報器を設置することで、万が一火災が起こっても早期発見と避難が可能となります。大切な命を守るため、早期に警報器を設置してください。

◆100パーセント設置を目指し　普及・啓発活動を展開

警報器の普及率（昨年12月時点）は、全国で52パーセント、県で42・7パーセント、市で45パーセント（21年度アンケート結果）となっています。

市では、100パーセントの設置を目指し、自治会などの関係者と協働で、ポスターの掲示や回覧物の配布など、普及・啓発活動を展開しています。

◆住宅火災による死亡が多数　～警報器の設置が有効～

現在、全国的に住宅火災による死亡件数が増えています。21年に市内で発生した火災の約4割は建物火災であり、うち半数が住宅火災によるものです（表1）。

また、国内での建物火災のうち、住宅火災（一般・共同・併用住宅）による死者数は約9割で、住宅以外の建物（ホテル・百貨店ほか）と比べて約10倍となっています（図1）。年齢別では、65歳以上の高齢者が約6割を占めており、今後、高齢化社会を迎えるに当たり、火災予防への心構えが必要となっています（図2）。

【表1】平成21年　市内の火災発生件数

火災件数合計　48件		
建物火災	20件	
	一般住宅	6件
	共同住宅	9件
	その他	5件
車両火災	7件	
その他	21件	

≪出火原因≫　1位：こんろ　2位：放火の疑い　3位：ライター　4位：配線器具　5位：火遊び

【図1】国内における建物火災の発生場所

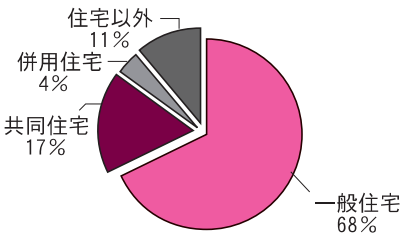

【図2】住宅火災における年齢別死者数

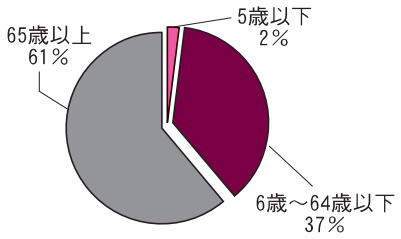

【図3】住宅火災による死者の発生状況

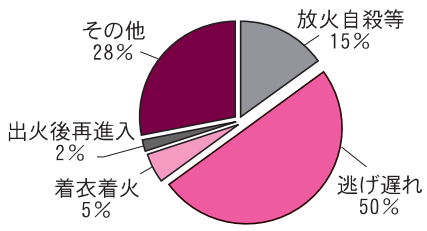

※【図1～3】は、平成21年総務省報道発表より

【図4】警報器の設置有無で見る死者数（住宅火災100件当たり）

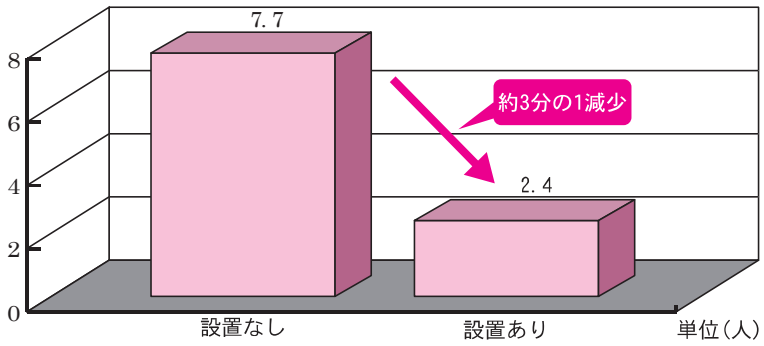

死者の発生状況は「逃げ遅れ」が約5割と最も多くなっています（図3）。これは、火災発生が睡眠時間帯（22時～翌朝6時）に多いため、火災に気付かずに逃げ遅れてしまうことが原因と考えられます。

火災は「目で煙・炎を発見する」「鼻で焦げのにおいを感じる」「耳で火が燃える音を感じる」など、五感により気付くことがほとんどです。しかし、就寝時や個室で何かに集中しているときなどは、火災の早期発見が遅れてしまいがちです。このため、音で火災を知らせてくれる警報器の設置が有効となります。

【逃げ遅れを防ぐため　早期発見が重要】

アメリカでの火災による死者は、1970年後半には約6000人でしたが、2002年には、9割以上の家庭に警報器が設置されたことで、死者数が半減したという報告があります。また国内でも、警報器を設置した場合の方が、住宅火災における死者数が減少しています（図4）。この機会に、早めの警報器の設置を心掛けてください。

◆設置方法など

▽設置場所　天井または壁（原則として寝室と、寝室がある階の階段に必ず設置＝図5・6）

▽設置者　住宅の所有者・管理者・占有者。持ち家の場合は所有者が、アパート・賃貸マンションなどの場合はオーナーと借受人が協議の上、設置してください

▽購入場所　消火器などと同様、防災業者・ホームセンター・家電量販店などで取り扱っています。なお、品質保証のため、日本消防検定協会の鑑定マーク（NSマーク＝図7）が付いているものを購入してください。

※耳の不自由な方には、光や振動で火災を知らせる製品がありますので、防災業者にお問い合わせください

▽設置の免除　消防法令に適合したスプリンクラー設備または自動火災報知設備を設置している場合、これらの有効範囲内においては、警報器の設置が免除されます。

【図5】警報器設置場所

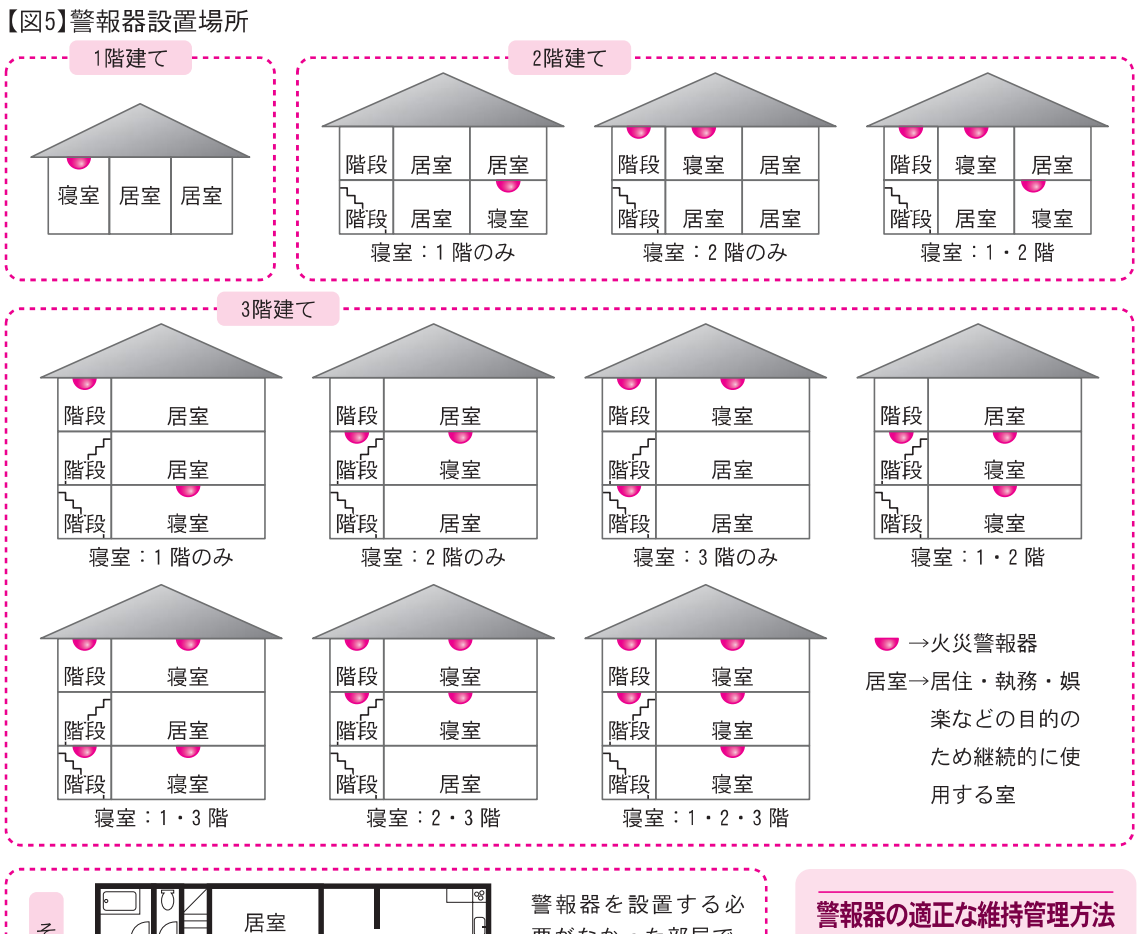

【図6】警報器取り付け時の注意点

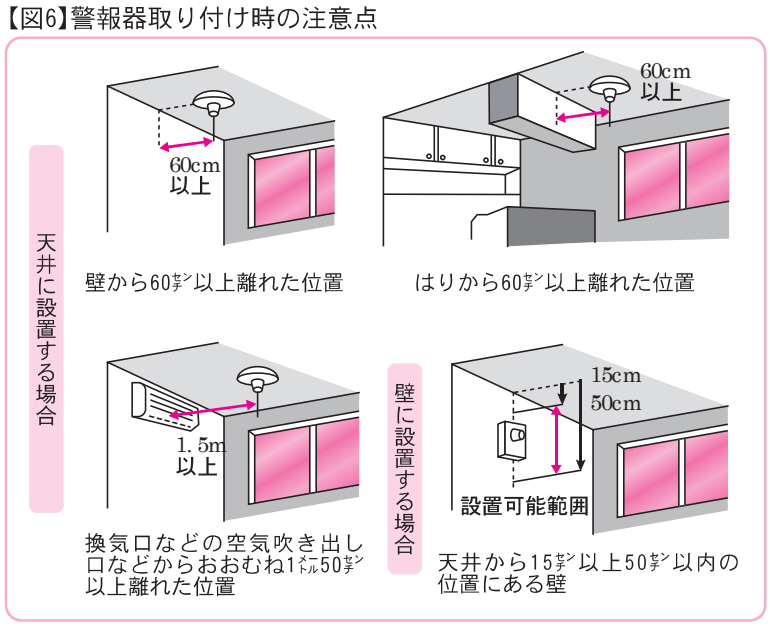

その他

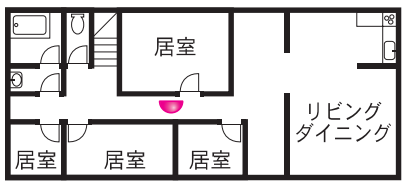

警報器を設置する必要がなかった部屋で、居室7㎡以上が5部屋以上ある場合、廊下にも設置

警報器の適正な維持管理方法

○中性洗剤を浸し固く絞った布で軽くふく
○電池交換を忘れずに（乾電池タイプは音や光で交換時期をお知らせします）
○一カ月に一度は作動確認を（警報器本体から出るひもを引く、ボタンを押すなど）
○本体の交換時期の確認を（交換時期は約10年。本体に明記してあるシールを確認するか、「ピー」という音などでお知らせします。詳細は取扱説明書を確認）

【図7】日本消防検定協会の鑑定マーク（NSマーク）

日本消防検定協会鑑定合格品

共同購入をお勧めします

警報器の共同購入は、大量・一括購入により価格を低減することができるほか、各家庭における機種の選定・購入などの手間を省くことができます。

問　市消防本部予防課（☎231・0968）または住宅用火災警報器相談室（☎0120・565・911）。また、住宅防火対策推進協議会のホームページからも、取扱店などを確認できます（http://www.jubo.go.jp/index2.html）。